

ケニヤ族

クレマントン族

イバン族

ムールート族

アナン族

セレベス

ミナハサ族

ブギ族

トラジヤ族

トアラ族

フイリッピン諸島

ビサヤ族

タガログ族

イロカノ族

ビコール族

パンガシナソ族

アエタ族

バゴボ族

カリンガ族

マングヤ族

スパヌン族

マノボ族

イロングゴット族

イゴロット族

印度支那半島民族分布圖

東印度諸島民族分布圖

## フィリッピン民族分布圖

## 参考文獻

記

## 選定標準

## (一) 常設保育所

一 時局に緊要なる産業の生産増強に資するを以て目的とするものなること

○農村人口移動調査の集計について（昭和十八年六月四日）

内藤研究官補

四日)

## 人口民族部人事の異動

人口民族部に於ける民族政策研究部長たりし小山研究官は昭和十八年四月八日辭令を以つて新設の民族研究所へ轉任し、民族政策研究部長は人口民族部長岡崎研究官が兼攝することとなつた。

## 皇后陛下の御下賜金による保育所の新設擴充の件並に之に關する厚生次官の各地方長官宛通牒

畏くも 皇后陛下に於かせられては戰時下に於ける勢力不足の緩和と乳幼兒の健全なる育成とを圖る上に於て保育施設の普及擴充の要懇、緊切なるを聞こめされ、生産増強に資すべき保育所の新設擴張並に季節保育所御獎勵の思召を以て金員を御下賜遊ばされたため、厚生省に於いては昭和十八年五月十三日付次官通牒を以て其の趣各地方長官に傳達すると共に、併せて適當なる施設選定の標準を指示するところあつた。右通牒に指示せる選定標準を掲ぐれば左の如くである。右

- 一 新設又は擴張は本年一月以後に於て事業を開始し又は擴張したもの及本年五月十一日迄に計畫済み（豫算計上等）のものなること
- 二 新設に在りては新築のみならず既存建造物を利用するものを含むこと

三 擴張に在りては特に選定標準第一號の目的

の爲既存の施設設備等を利用し相當數の常時  
保育児数の増加を爲すものをも含むこと

(二) 季節保育所

一 同一經營主體に依り三ヶ年以上繼續開設せら  
れ今後事業を繼續すること確實なるものなるこ  
と但し特に優良なるものに在りては繼續開設年  
數三ヶ年に満たざるものにても可なること

二 經營主體は市町村營たると道府縣を除く公共  
團體營又は私營たると問はざるも團體に在り

ては基礎確實にして其の代表者の身上確實にして信  
望あるもの、個人に在りては身上確實にして信  
望あるものなること

三 相當程度の設備を有するものなること

四 開設期間は成るべく一期間十四日以上のもの

五 期間中一回以上保育児の健康診断を行ふもの

なること

六 保育内容、經營の状況等適切にして其の成績  
特に優良なるものなること

I、その他

(一) 内申に當りては常設保育所及季節保育所別に

夫々銘銘順位を附すこと

(二) 常設保育所の詮議に當りては成るべく所謂五  
大産業、軍需其の他緊要物資の生産事業に資すべ  
きものに重點を置くこと

(三) 常設保育所に在りては大東亜戦争勃發以後昨  
年十二月迄の間に於て新設又は擴張を了したるもの  
のうち極めて優良なるものあらば参考として詮

議すべきに付別紙調書中事業開始豫定年月日欄を  
朱書し本年一月以降の新設又は擴張のものに附加  
して通し順位を附し提出すること

(四) 季節保育所に在りては既に皇后陛下より御  
下賜金を拜受したものは除外すること

(五) 内申は速達便を以て郵送し期日迄に必ず常省  
に到達するやう取計ふこと

[別紙様式表省略]

體力章検定合格者に授與する體力章  
の圖式改正の件公布

昭和十六年三月十九日厚生省告示第百八號、體力章

検定に合格したる者に對し授與すべき體力章の圖式改  
正の件は、昭和十八年五月二十五日付官報を以て左の  
如く公布せられた。

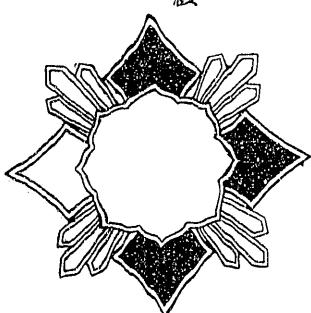
體力章検定ニ合格シタル者ニ對シ

授與スベキ體力章ノ圖式改正ノ件

(昭和十八年五月二十五日  
厚生省告示第二百號)

表

上級



體力章ノ徑六分

鏡ハ徑三分五厘

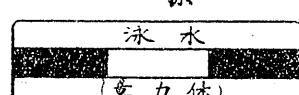
光線ヲ附ス 銀

色

矢形ハ黒色暗赤  
色暗青色白色

表

水

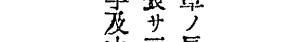


水

(章カ体)

表

水

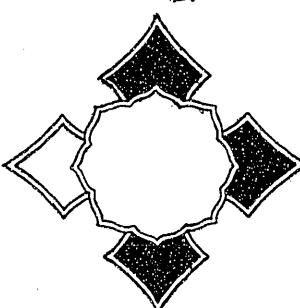


水

(章カ体)

表

中級



體

力

章

ノ

徑

六

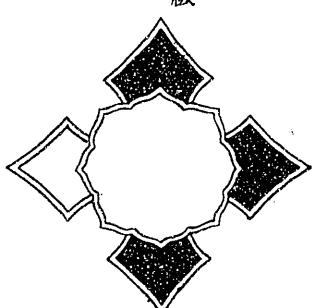
分

鏡ハ徑三分五厘  
銀色

矢形ハ黑色暗赤  
色暗青色白色

表

初級



體

力

章

ノ

徑

六

分

鏡ハ徑三分五厘  
銅色

矢形ハ黑色暗赤  
色暗青色白色

[各裏面省略]